

# 小松島市行政改革プラン 2015

平成27年3月30日

小 松 島 市

## 目 次

1. 小松島市行政改革プランの推進	・・・	1
2. 推進期間	・・・	2
3. 目標	・・・	2
4. 具体的な行財政改革の取り組み		
(1) 公共施設の効率的な運営・見直し	・・・	3
①保育所		
②幼稚園		
③小学校		
④市営住宅		
(2) 歳入の確保	・・・	4
①未収金の管理・回収		
②市税		
③使用料・手数料		
(3) 効率的な業務の運営（民間委託・民営化の推進）	・・・	5
①ごみの収集業務		
②学校給食業務		
(4) 定員管理の適正化	・・・	5
(5) 人材育成に向けた取組	・・・	6
(6) 経費の削減	・・・	6
(7) 特別会計の健全化	・・・	7
①水道事業		
②下水道事業		
③競輪事業		
5. 行政改革の進捗状況の公表	・・・	8

## 1. 小松島市行政改革プラン2015の推進

小松島市では、平成16年度普通会計決算が1億2800万円の赤字となったことを受け、平成17年6月、「財政非常事態宣言」を行い、財政再建のため、平成17～21年度の5カ年を計画期間とする小松島市行政改革「集中改革プラン」を策定し、職員数・職員給与の削減をはじめ、中学校の学校給食調理業務・資源ごみの収集業務の民間委託や保育所の民間移管のほか、経費の削減を行った。

平成20年度の普通会計決算では単年度収支でわずかに黒字となったものの、実質収支額では約5億8300万円の累積赤字となった。こうした状況を受けて、平成22～26年度の5カ年を計画期間とする小松島市行政改革「集中改革プラン」(第二幕)を策定し、「集中改革プラン」に引き続き行政改革を実施してきた。

2回にわたる10年間の取組により、平成23年度普通会計決算で累積赤字を解消するとともに、平成20年度決算から、直近の平成25年度決算まで6年継続して単年度収支が黒字となり、「集中改革プラン」(第二幕)の基本目標である、「継続的に単年度収支を黒字化する」及び「累積赤字を解消する」の2つの目標を達成した。

しかしながら、今後の財政状況については、予算編成の根幹をなす市税収入や地方交付税等の減少が見込まれることに加え、特に計画推進期間前半における大型事業の実施など、引き続き厳しい財政見通しであることに変わりはない。

そこで、平成27年度を初年度とする新たな行政改革実施計画を策定することとし、平成26年10月、市民の代表者、有識者などから組織された「小松島市行政改革推進懇話会」を設置した。懇話会では4回にわたり会議が開かれ、特定のテーマについて、市民の視点から考え方をまとめるといった手法で会議が進められ、提言書としてまとめられた。

そうした提言を基本に、新たに取り組むべき行政改革をまとめたものが、この「小松島市行政改革プラン2015」である。

なお、この「小松島市行政改革プラン2015」には、「集中改革プラン」(第二幕)において実行できなかったものを精査のうえ、取り組むものとする。

## 2. 推進期間

推進期間は、平成27年度から平成31年度までとする。

## 3. 目標

### 人口減少社会においても持続可能な行財政システムを確立する。

我が国は、出生率の低下と高齢化率の上昇を要因とする人口減少局面へ突入し、少子高齢化社会へいっそうの拍車を掛けている。小松島市においても例外ではなく、医療扶助など高齢者への福祉負担がいっそう求められる一方、労働力人口の減少により租税収入は減少するという状況が想定される。

また、公共施設についても、老朽化に加え、人口減少による公共施設等の利用需要が変化することが予想されることから、今後、公共施設等の最適な配置を実現することが重要となっている。

こうしたことから、「継続的に単年度収支を黒字化する」ことを前提にしながら、少子化・子育て支援対策の推進による人口減少問題への対応や、中心市街地の活性化・振興策及び企業誘致や就農定住促進策など、将来的な税収増につながる施策の推進を図る。そのためには、喫緊の課題である、公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を将来的に軽減、平準化しつつ、人口減少社会においても、必要な行政サービスが提供できるよう、スリムな行政とすることで、今後も安心した市民生活が行ってもらえるような仕組みをつくる。

## 4. 具体的な行財政改革の取り組み

### (1) 公共施設の効率的な運営・見直し

公共施設の老朽化に加え、人口減少による公共施設等の利用需要が変化することが予想されることから、人口動態の推移も踏まえながら、今後、国の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、これまで個別に管理していた、道路、橋梁、上下水道等のインフラも含めた、すべての公共施設にかかる総合管理計画を早期に策定することにより、長期的な視点を持って、公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行う。

#### ① 保育所

子ども・子育て支援法の制定及び関連する法令等の改正により、幼稚園、保育所については、公立・私立を問わず、教育・保育施設として共通の基準や利用の仕組みを作り、地域の将来的な就学前児童数にに応じて、質を向上しながら施設等必要な提供量を確保できるよう計画していくことになっている。

本市においては、ニーズ調査結果や就学前児童数の将来予測から、幼稚園、保育所を一体的な受入施設とした場合、現状においても供給過剰な状態となっており、統廃合を含めてニーズに見合った施設数に再編していく必要がある。また、そうした再編に併せて認定こども園への移行を検討する。

また、地域の将来児童数は、今後も減少傾向が進むものと想定でき、公立・私立を問わず、近隣に所在する保育所間で入所児童が定員割れするなど競合関係を生じるおそれがあることから、児童数の推移を見ながら、入所数の少ない保育所については、近隣保育所との統廃合を図っていく。

#### ② 幼稚園

先のプランを受けて策定した「小松島市学校再編計画」では、新中学校の開校以後、現在11園（1園休園中）の幼稚園を小松島中学校区内で3園、新中学校（小松島南中学校）区内で2園を合わせた5園に再編し、小学校に併設して整備することとされた。また、子育て支援の充実と小学校との連携による就学前教育の強化を同時に図るため、保育所との一体運営を行えるようこども園としての運営を目指すこととされている。

この計画は、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度の趣旨とも合致しているため、幼稚園と保育所を統合した幼保一体型施設としての整備を図るため、保育所所管課との協議を進め、施設の建設場所及び再編の順番等の検討を行う。

再編は施設整備等を伴うことから、小松島南中学校開校後10年～15年での実施を想定しているが、この間も更に少子化が進行すると考えられることから、既存施設による再編に向けた集約・統合を順次進めることとする。これに当たっては、平成28年度以降新入園児を募集しても園児数が極端に減少する見込みの幼稚園がでてきた場合は、募集停止等の措置により段階的に休園とし、再編計画

で示された各校区内において幼稚園の集約化を進めるものとする。

再編に先行して、民間が認定こども園を運営するなど、再編計画が示す校区内に就学前教育を担う施設ができる場合には、提供される就学前教育の質・量及び今後のニーズを勘案の上、必要な就学前教育が提供されると判断するときは、再編計画に依らず同校区内の幼稚園の休園・廃園も検討する。

### ③小学校

先のプランを受けて策定した「小松島市学校再編計画」において、小学校は現在ある11校を5校に再編することとされた。これを受けて、小学校施設の再配置に取組み、再編により新校を建設する順番及び場所等の検討を行い、1番目の再編による小学校建設事業に着手できるよう取り組んでいく。

### ④市営住宅

平成24年度に小松島市営住宅長寿命化計画を策定し、公営住宅の適正な管理戸数を平成34年度までに760戸に削減することを目標とした。

原則として建築年の古い建物を除却することで管理戸数を減らし、効率的な維持管理体制を目指すとともに、入居者の安全を確保し生活環境の整備を図る。

## (2)歳入の確保

### ①未収金の管理・回収

市営住宅使用料については、入居者全員が収入申告を行う必要がある。しかしながら収入申告を行わない場合、実際の収入から算定される家賃より高い家賃が設定されることから、それが原因となって家賃の未払いとなるケースが多い。こうしたことから、これまで収入申告の徹底や滞納者の臨戸徴収を強化するなどの取り組みを行ってきた。今後はこれらに加えて、他の先進自治体を参考として明渡し訴訟などの法的制度の活用についても積極的に検討し、現年度徴収率82%の達成に向けた取り組みを行う。

住宅新築資金等貸付事業については、償還者の高齢化に伴い、本人の死亡・収入の減少（生活保護受給）などが少しずつ顕著となっている。連帯保証人も同様であり、可能な限り速やかな償還事務の遂行が必要である。そのため、平成23年度に償還マニュアルを策定し、未償還額縮減のために活用している。これまでの経験により、本人・遺族・連帯保証人等の自宅を訪問する事による面談が、償還再開へ一定の効果を挙げているため、今後も積極的に推進し、未償還者の償還再開・現年度償還率85%達成に向けて、きめ細やかな対応を心がけ、未償還額の縮減に努める。

なお、住宅新築資金等貸付金や市営住宅使用料などの非強制徴収債権管理については、統一的な手続きを定めた「小松島市債権管理条例」に基づき非強制徴収債権の管理に関するより実務的なマニュアルを作成し、適正に運用することにより、不公平感のない債権管理・回収体制を構築していく。

## ②市税

現下において景気上昇の兆しはあるものの、所得階層は二極分化傾向で、消費税増税と景気対策による今後の経済展望は不透明である。税込確保の環境は依然厳しいものがあるが、平成31年度徴収率の目標を95%とする。

税込確保のため行っている、口座振替新規優待制度による口座振替加入促進、納付機会を拡充する休日窓口、自主納付の啓発、厳正公平な滞納処分、徳島滞納整理機構との緊密な連携と活用などを今後も維持、強化する。

また、納税者の利便性向上を目的とした方策として、収納システムの電子化や、収納窓口の多元化が考えられるが、費用対効果等、障害も多い。時代の要請と他自治体の動向も参考に、本市のサイズ・現状に見合ったシステム構築を検討する。

## ③使用料・手数料

これまで同様、概ね3年を目途に見直しを行う。

また、消費税が10%に増税される場合には、県内各市及び類似団体の状況等を勘案し見直しを検討する。

## (3)効率的な業務の運営(民間委託・民営化の推進)

### ①ごみの収集業務

分別について、これからの小松島市における分別収集方法等を協議し、平成27年度から収集計画の一部見直しを行うとともに、ごみ処理の広域処理を踏まえつつ収集計画の見直しを検討する。また、収集運搬業務に関しては、今後も退職者欠員不補充を継続するとともに、在籍職員数等を考慮し、計画的に金属・プラスチック類・ペットボトル・びんガラスの不燃ごみを優先に一般廃棄物について収集運搬業務の民間委託を計画する。

### ②学校給食業務

中学校3校及び小学校2校で実施している給食調理業務の民間委託について、平成27年度末に委託契約の終期を迎えること、平成28年度から中学校が2校となることから、民間委託を実施する小・中学校の見直しを行う。

## (4)定員管理の適正化

これまでの行政改革における定員管理計画の着実な推進により、平成26年4月1日現在の職員数は412人となり、これは第二幕に掲げた目標数と同数であり、第二幕策定時の平成21年度の実職員数447人から35人、率にして7.83%の削減を実現した。

しかしながら、第二幕の計画期間の最終年度である平成27年4月1日の目標数値399人については、国等からの権限移譲、防災・減災対策事業やその他政策的諸課題に対応するための事務事業が増大する傾向にあることを考慮すると、目標達成は困難な状況にある。

このようなことから、新たな定員管理の方向性としては、長期的な視点では、将来的な人口減少を見据え人口規模に見合った職員数とするために引き続き職員数の削減を図っていくこととし、短期的な視点では懸案の事務事業を推進するためのマンパワーとして、一定の人員は確保していくこととする。

したがって、職員数を削減していく方向は維持しつつ、第二幕の最終目標値399人を平成32年4月1日現在の目標数値として引き続き目指すものとする。

○計画期間中における毎年度4月1日現在の職員数目標数値（H27～H32）

(平成)年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
目 標 職 員 数	412人	412人	411人	409人	408人	401人	399人
対前年減員	—	0人	▲1人	▲2人	▲1人	▲7人	▲2人
累 計	—	—	▲1人	▲3人	▲4人	▲11人	▲13人

※目標職員数については、再任用職員及び一部事務組合等への派遣職員は除く。

なお、職員の任用については様々な任用形態を取り入れ、高度な専門的知識経験を有する任期付職員の任用や、平成26年度から運用を開始した再任用職員を活用するなど、有能な人材を確保しつつ職員数の削減に取り組んでいく。

(5)人材育成に向けた取り組み

社会情勢の変化に対応でき、幅広い知識や柔軟な発想、専門性を持った人材が求められており、職員一人ひとりの能力をこれまで以上に向上させる必要があるため、今後は、人材育成基本方針に基づく計画的な職員研修等を実施し、併せて職員の意識改革や資質向上に努め人材育成を図る。

なお、人事評価に対する取り組みとしては、これまでの試行結果を検証した上で、平成26年5月に公布された地方公務員法の一部改正による人事評価の根本基準等を踏まえ、本格実施に繋げていく。

(6)経常経費の削減

これまでの取り組みと同様に、補助金の20%削減、事業補助への転換等の方針を継続するとともに、現在の社会経済情勢や市民ニーズに照らし合わせ、政策効果が薄れたものは廃止を含めて見直しを図る。

また、各種借地料のうち、小・中学校における借地については、可能なものから購入することについて検討を進めるとともに、学校再編における用地の活用、あるいは市としての用地の活用方法を検討する中で、借地関係の解消方法を決定していく。特に、市総合グラウンドについては、国・県と十分協議を図りながら



再整備することで、早期に借地関係の解消ができるよう事業を進める。

## (7)特別会計の健全化

### ①水道事業

水道施設耐震化事業計画（平成18年度策定）及び水道ビジョン（平成24年度改訂）に基づく基幹管路耐震化として、田浦浄水場から田浦配水池までの送水管耐震化に向け一層の推進を図る。

石綿セメント管更新事業については、早期全廃に向けて平成28年度末までの事業完了を目指すとともに、その他配水管等の耐震化として、重要給水施設への安定給水を目的とした配水管の更新、主要老朽配水管の更新、水管橋の耐震補強等については、継続して事業の推進に取り組む。

また、本市の水道システムは、現在、田浦浄水場・配水池の1系統しかなく、災害時等のバックアップ機能がないため、中田水源地の再構築・南部配水池の建設などを含めたこれまでの計画の検証を行い、非常時における給水のリスク分散と安定的給水を行えるよう基幹施設の増強を図る。

これらの事業推進のために、平成19年度以来の水道料金改定の必要性も検討し、併せて平成25年3月に改訂を行った現行水道ビジョンとの整合性を考慮した新水道ビジョンを策定する。

### ②下水道事業

雨水事業については、雨水ポンプ場の排水能力を最大限発揮するため、金磯地区については排水路の面的整備、川北地区については雨水幹線の延伸を実施するため、平成31年度末まで公共下水道事業認可を延伸し、事業を継続していく。

また、汚水処理事業については、人口減少などの社会情勢を踏まえ、適宜汚水処理構想の見直しを行い、公共下水道や合併処理浄化槽などの各種汚水処理方法の特性や経済性、防災・減災の観点などを総合的に勘案しながら、整備手法間の連携・調整を図っていく。

### ③競輪事業

競輪事業については、平成21年度、平成22年度と2年連続赤字決算となったことから、現在、平成23年度から5年間の収支改善計画の実施により、経営改善を図っている状況である。

「提言書」にも書かれているように、原則として独立採算を堅持することとし、引き続き経営改善を図っていくが、今後の方向性については、外部委員による「競輪事業のあり方検討会議」を設置し提言をいただき、検討する。

## 5. 行政改革の進捗状況の公表

行政改革の推進は、「小松島市行政改革推進本部」が中心となり、常に進捗状況を管理しながら、改革に取り組む。

また、毎年度の進捗状況の公表については、ホームページ等を活用して市民に分かりやすい形で公表するとともに、内容については、適宜見直しを行い、改定する。

